

訓令甲第35号

警視庁電子署名に関する規程を次のように定める。

平成17年12月21日

警視総監 奥 村 萬壽雄

警視庁電子署名に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、警視庁において行う電子署名に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(準拠)

第2条 電子署名については、警視庁情報セキュリティに関する規程（平成26年5月27日訓令甲第22号。以下「セキュリティ規程」という。）及び地方公共団体組織認証基盤について総合行政ネットワーク運営協議会の定める綱領等（以下「認証基盤基本綱領」という。）、別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 電子署名 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することのできない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。
  - ア 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
  - イ 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。
- (2) 電子証明書 電子署名を行う者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。
- (3) 秘密鍵 地方公共団体組織認証基盤認証局（以下「認証局」という。）で使用される電子

的な鍵のうち、電子証明書が発行を受けたもののみが使用可能なものをいう。

(4) 鍵格納媒体 電子証明書及び電子証明書に対応する秘密鍵を格納した外部記録媒体をいう。

(5) 鍵情報等 電子証明書、電子証明書に対応する秘密鍵及び鍵格納媒体をいう。

(認証局)

第4条 警視庁において行う電子署名は、認証局が発行する鍵情報等を用いて行うものとする。

(管理体制)

第5条 警視庁本部に鍵情報等の発行の要否を判断するとともに、発行、更新、失効等の事務を統括する者（以下「総括責任者」という。）を置き、セキュリティ規程に定める情報セキュリティ管理者をもって充てる。

2 警視庁本部に総括責任者の職務を代行する者を置き、セキュリティ規程に定める情報セキュリティ管理補佐官をもって充てる。

3 所属長は、鍵情報等の管理の責めに任じ、その取扱いの適正を期するものとする。

4 所属に鍵情報等の保管及び管理を行う者を置き、セキュリティ規程に定める情報管理責任者をもって充てる。

5 所属に情報管理責任者の職務を代行する者を置き、セキュリティ規程に定める情報管理者をもって充てる。

6 所属長は、情報管理責任者に異動があったときは、総括責任者に報告しなければならない。

7 所属長は、セキュリティ規程に定める情報管理補助者の中から鍵情報等の使用者を指定するものとする。

(鍵情報等の発行)

第6条 総括責任者は、新規に鍵情報等を利用しようとするとき又は鍵情報等の失効後に再発行を受けようとするときは、認証基盤基本綱領により、鍵情報等の発行を申請するものとする。

2 所属長は、鍵情報等の発行を受けようとするときは、総括責任者に上申しなければならない。

(鍵格納媒体等の交付)

第7条 総括責任者は、鍵格納媒体の管理番号及び個人識別番号（鍵格納媒体から秘密鍵を使用する際に必要な符号をいう。）等を記載した書面並びに鍵格納媒体（以下「鍵格納媒体等」という。）の交付を受けたときは、速やかに前条第2項により上申した所属長に交付するものとする。

(鍵情報等の更新)

第8条 総括責任者は、鍵情報等の有効期間満了後も継続して鍵情報等を利用しようとするとき

は、認証基盤基本綱領により、有効期間満了前に鍵情報等の更新を申請するものとする。

2 所属長は、鍵情報等の更新を受けようとするときは、総括責任者に上申しなければならない。

## 第9条 削除

(鍵情報等の失効)

第10条 総括責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認証基盤基本綱領により、鍵情報等の失効を申請するものとする。ただし、第1号に該当するときは、直ちに失効を申請しなければならない。

- (1) 鍵情報等の危殆〔たい〕化（鍵格納媒体の紛失又は盗難、秘密鍵の漏えい等により、総括責任者が認めた者以外の者によって鍵情報等が使用され得る状態になることをいう。以下同じ。）又はそのおそれがあるとき。
- (2) 組織整備等により電子証明書記載事項の変更が必要なとき。
- (3) 鍵情報等の不良、破損等により使用不能になったとき。
- (4) 鍵情報等を利用する業務を廃止するとき。
- (5) その他総括責任者が必要と認めたとき。

2 所属長は、前項第1号から第4号までに規定する事由がある場合は、総括責任者に鍵情報等の失効について上申しなければならない。ただし、前項第1号に該当するときは、直ちに鍵情報等の失効について上申しなければならない。

(鍵格納媒体等の返納)

第11条 所属長は、不要となった鍵格納媒体等については、速やかに総括責任者に返納しなければならない。

(鍵格納媒体等の廃棄)

第12条 総括責任者は、鍵情報等の更新、失効又は鍵情報等の有効期間満了等により、不要となった鍵格納媒体等については、鍵情報等が漏えいしないように、裁断その他復元できない方法により、廃棄するものとする。

(鍵格納媒体等の保管及び管理)

第13条 総括責任者及び所属長は、鍵格納媒体等の破損、紛失、盗難、不正使用等の防止に必要な措置を講じなければならない。

2 総括責任者及び所属長は、別に定める管理台帳により、鍵格納媒体等の受領から廃棄までの経緯を明らかにするものとする。

(事故発生時等の措置)

第14条 総括責任者は、第10条第1項の規定にかかわらず、鍵情報等の盗難等の事故の発生を

知り、緊急性があると判断したときは、認証基盤基本綱領により、直ちに緊急失効の手続をとらなければならない。

- 2 所属長は、鍵情報等の危殆化の疑いが生じたとき、その他当該機器等に係る事故を認知したときは、総括責任者に報告しなければならない。

また、事故により業務の処理に支障が生じたときは、業務を主管する所属長及び情報セキュリティ管理補佐官に通知するものとする。

附 則

この訓令は、平成17年12月26日から施行する。